| | |
|---|---|
| 事務（社会人）<br>技術（社会人）<br>農業（社会人）<br>農業土木（社会人）<br>林業（社会人） | 二　試験年度の四月一日における年齢が四十歳未満の者（前号イに規定する期間が経過した者及び人事院が当該者に準ずると認める者に限る。） |

別表第三国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））の項を削り、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）<br>護衛官 | 一　次に掲げる者<br>イ　試験年度の四月一日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して五年を経過していない者及び試験年度の三月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者<br>ロ　人事院がイに掲げる者に準ずると認める者 |
| 護衛官（社会人） | 二　試験年度の四月一日における年齢が四十歳未満の者（前号イに規定する期間が経過した者及び人事院が当該者に準ずると認める者に限る。） |
| 刑務官採用試験<br>刑務A（武道）<br>刑務B（武道） | 一　試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上二十九歳未満の男子<br>二　試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上二十九歳未満の女子 |
| 刑務A（社会人）<br>刑務B（社会人） | 三　試験年度の四月一日における年齢が四十歳未満の男子（第一号に規定する受験資格を有しなくなった者に限る。）<br>四　試験年度の四月一日における年齢が四十歳未満の女子（第二号に規定する受験資格を有しなくなった者に限る。） |
| 入国警備官採用試験<br>警備官 | 一　次に掲げる者<br>イ　試験年度の四月一日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して五年を経過していない者及び試験年度の三月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者<br>ロ　人事院がイに掲げる者に準ずると認める者 |
| 警備官（社会人） | 二　試験年度の四月一日における年齢が四十歳未満の者（前号イに規定する期間が経過した者及び人事院が当該者に準ずると認める者に限る。） |
| 税務職員採用試験 | 次に掲げる者<br>イ　試験年度の四月一日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して三年を経過していない者及び試験年度の三月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者<br>ロ　人事院がイに掲げる者に準ずると認める者 |

別表第三国税専門官採用試験の項の次に次のように加える。

別表第三中

| | |
|---|---|
| 航空管制官採用試験 | 次に掲げる者<br>イ　試験年度の四月一日における年齢が上三十歳未満の者<br>ロ　試験年度の四月一日における年齢が満の者で次に掲げるもの<br>(1)　大学を卒業した者及び試験年度の大学を卒業する見込みの者並びに人らの者と同等の資格があると認める<br>(2)　短期大学又は高等専門学校を卒業試験年度の三月までに短期大学又は校を卒業する見込みの者並びに人事の者と同等の資格があると認める者 |
| 皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）<br>護衛官 | 一　次に掲げる者<br>イ　試験年度の四月一日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して五年を経過していない者及び試験年度の三月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者<br>ロ　人事院がイに掲げる者に準ずると認 |
| 護衛官（社会人） | 二　試験年度の四月一日における年齢が四者（前号イに規定する期間が経過した者が当該者に準ずると認める者に限る。 |
| 刑務官採用試験<br>刑務A（武道）<br>刑務B（武道） | 一　試験年度の四月一日における年齢が十十九歳未満の男子<br>二　試験年度の四月一日における年齢が十十九歳未満の女子 |
| 刑務A（社会人）<br>刑務B（社会人） | 三　試験年度の四月一日における年齢が四男子（第一号に規定する受験資格を有し者に限る。）<br>四　試験年度の四月一日における年齢が四女子（第二号に規定する受験資格を有し者に限る。） |
| 入国警備官採用試験<br>警備官 | 一　次に掲げる者<br>イ　試験年度の四月一日において高等教育学校を卒業した日の翌日から起算経過していない者及び試験年度の三月学校又は中等教育学校を卒業する見込<br>ロ　人事院がイに掲げる者に準ずると認 |
| 警備官（社会人） | 二　試験年度の四月一日における年齢が者（前号イに規定する期間が経過した者が当該者に準ずると認める者に限る。 |
| 税務職員採用試験 | 次に掲げる者<br>イ　試験年度の四月一日において高等学教育学校を卒業した日の翌日から起算経過していない者及び試験年度の三月学校又は中等教育学校を卒業する見込<br>ロ　人事院がイに掲げる者に準ずると認 |